

一般社団法人和歌山県臨床検査技師会 定款細則

制 定 平成24年4月1日

改 定 令和 6年2月6日

第1章 総 則

(定款細則の目的)

第 1 条 この定款細則は一般社団法人和歌山県臨床検査技師会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第 2 条 正会員になろうとする者は、本会の入会申込書に当該年度の会費を添えて就業者は勤務施設を経由し、非就業者は、会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、本会は細則第5条に定めた会費を受け取るとともに正会員名簿に登録しなければならない。

3 本会は、本会会員の入会申込書及び当該年度の会費を添えて入会手続きをしなければならない。

4 本会は、会員証を正会員に対し交付しなければならない。この場合、就業者には勤務施設に、非就業者には直接送付するものとする。

(退会の手続き)

第 3 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、正会員の内、就業者にあつては、勤務施設を経由するものとする。

2 前項の場合において正会員が退会しようとするときは、退会届に当該会員の会員証を添付しなければならない。

3 前2項の届出を受けたときは、本会は正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所の変更)

第 4 条 会員が改姓及び住所又は就業地を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

2 前項の届出を受けたときは、本会は正会員名簿の登録内容を訂正しなければならない。

第3章 会費・維持管理費

(会費等の額)

第 5 条 正会員の会費は、1ヶ年5,000円とする。

2 会費の額は総会において定める。

(会費等の納入)

第 6 条 会費は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(日臨技)の会費と共に口座から引き落とし、あるいは直接、翌年度分を前納しなければならない。

2 納付期日は、毎年2月末日までとする。ただし、新入会員の会費納入期日はこの限りでない。

3 納付済みの会費の返金を行わない。

第4章 役員

(役員を選出等)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 常務理事 5名以内
- (3) 地区担当理事 9名以内(別表1)
- (4) 監事 2名

2 常務理事は、会長が理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互にかねることはできない。

4 常勤の役員には、総会の議を経て報酬を与えることができる。

5 監事の2名のうち1名は会員以外から選定することができる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、選挙された通常総会の終了日の翌日から始まり、2年後の通常総会までとする。

第5章 選挙

(役員立候補)

第 9 条 役員(会員以外の者のうちから選出された監事を除く)に立候補するものは、入会后3年以上経過している者とする。

2 役員(会員以外の者のうちから選出された監事を除く)は、立候補した正会員および正会員3名以上の推薦を受けそれに同意した正会員の中から総会において出席正会員が選挙する。

3 役員(会員以外の者のうちから選出された監事を除く)に立候補しようとする者は、会長に総会の2ヶ月前までに届け出なければならない。

4 会員以外の者のうちから選出された監事は、理事会において推薦された者の中から総会において出席正会員が選挙する。

5 会長は、役員の前候補者名を総会の 20 日前までに会員に発表しなければならない。

(選挙管理委員会)

第 10 条 総会における選挙の運営については、選挙管理委員会があたる。議長は、投票前に正会員の中から選挙管理委員を定める。その委員長に予め前年度の 2 月 21 日現在の会員数を知らせておかなければならない。

(投票)

第 11 条 投票開始前に選挙管理委員会は、確定した候補者名を発表する。

2 投票は単記無記名で行う。

3 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

4 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(無投票当選)

第 12 条 役員に立候補しようとする者が、定款に定める役員の数に達しているとき、選挙は行わず役員に当選したものとする。

第 6 章 総会

(総会の議事項)

第 13 条 総会の議事項は次のとおりとする。

(1) 承認事項 事業報告、学術部報告、決算報告、監査報告

(2) 議決事項 事業計画、学術計画、予算、会員提出事項

(3) 選挙 役員選挙

(4) その他定款に定める事項

(総会の通知)

第 14 条 総会の招集及び会議の目的たる事項、日時、場所は少なくとも総会の 20 日前に文書により通知する。

(総会の議長)

第 15 条 総会に議長団をおく。

2 議長団は 2 人とし、総会時に正会員の中から選出する。

3 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任をもつ。

(総会役員)

第 16 条 総会に総会役員をおく。

- 2 総会役員は、資格審査委員 1 名、書記 2 名、議事録署名人 2 名を正会員の中から選出する。
- 3 総会役員は議長の進行に従い職務を全うする。

第 7 章 常務理事会

(常務理事会の構成)

第 17 条 常務理事会は、常務理事をもって構成する。

- 2 常務理事は、第 8 章及び第 9 章の副会長、学術部長、事務局長、経理部長の役につくものとする。

(常務理事会の開催)

第 18 条 常務理事会は会長が必要と認めたととき開催することができる。

- 2 会長は常務理事会の長となり、会の運営にあたる。

第 8 章 副会長

(副会長の設置)

第 19 条 本会に副会長を置く。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務の代行を行う。
- 3 副会長は、渉外法制部長および公益事業部長を兼任する。

第 9 章 部局

(部局の設置)

第 20 条 本会に事務局、学術部、渉外法制部、公益事業部、経理部を置く。

(部局の業務)

第 21 条 事務局、学術部、渉外法制部、公益事業部、経理部は、以下の業務を行う。

- (1) 事務局 会務の報告、文書の受取発行、議事録、広報、会員名簿、その他所管に属さないもの。他団体とその渉外に関すること。
- (2) 学術部 講習会、研修会の開催、会誌の発行、精度保証、その他学術に関すること。
検査研究班を置く(別表 2)
- (3) 渉外法制部 技師法、技師の待遇改善に関すること、渉外法制事項に関すること。
- (4) 公益事業部 公益的な事業に関すること。
- (5) 経理部 現金の保管、出納、会費の収納、会費の納入、経理帳簿の記帳保管、予算・決算書の作成、その他経理に関すること。

(部局長等)

第 22 条 各部局に、部局長および副部局長を置くことが出来る。

2 部局長は、常務理事の職にある者をもって充て、副部局長は、正会員のうちから部局長が推薦し会長が任命する。

3 会長が必要と認めたとき、各部局に部局員及び委員を置くことが出来る。

(部局の任期)

第 23 条 部局長の任期は、選挙された総会の終了後より 2 年とし、副部局長、部局員及び委員もこれに準ずる。

第 10 章 細則の変更

第 24 条 この細則の変更は、理事会における議決を経なければならない。

附 則

1 この細則は令和 6 年 2 月 6 日から施行する。

(別表 1)

地 区	市 町 村	定 数
市内・紀北	橋本市、伊都郡、紀の川市、岩出市 和歌山市	3 名以上
紀 中	海南市、海草郡、有田市、有田郡 御坊市、日高郡	2 名以上
紀 南	田辺市、西牟婁郡、新宮市、東牟婁郡	2 名以上

(別表 2)

検査研究班
I 総合管理班
II 生物化学分析班
III 生理機能検査班
IV 微生物検査班
V 血液検査班
VI 一般検査班
VII 輸血検査班
VIII 病理・細胞検査班